

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室⁽¹⁷⁴⁾) 源泉所得税関係 創業記念品や永年勤続表彰記念品の 支給をしたとき

Q. 創業記念品や永年勤続表彰記念品を支給したときの給与課税の概要を教えてください。

A. 創業記念で支給する記念品や永年にわたって勤務している人の表彰に当たって支給する記念品などは、次に掲げる要件をすべて満たしていれば、給与として課税しなくてもよいことになっています。

なお、記念品の支給や旅行や観劇への招待費用の負担に代えて現金、商品券などを支給する場合には、その全額(商品券の場合は券面額)が給与として課税されます。

また、本人が自由に記念品を選択できる場合にも、その記念品の価額が給与として課税されます。

創業記念などの記念品

- (1) 支給する記念品が社会一般的にみて記念品としてふさわしいものであること。
- (2) 記念品の処分見込価額による評価額が10,000円(消費税および地方消費税の額を除きます。)以下であること。
- (3) 創業記念のように一定期間ごとに行う行事で支給をするものは、おおむね5年以上の間隔で支給するものであること。

永年勤続者に支給する記念品や旅行や観劇への招待費用

- (1) その人の勤続年数や地位などに照らして、社会一般的にみて相当な金額以内であること。
- (2) 勤続年数がおおむね10年以上である人を対象としていること。
- (3) 同じ人を2回以上表彰する場合には、前に表彰

したときからおおむね5年以上の間隔があいていること。

永年勤続者に対する旅行券の支給

一般的に、旅行券は有効期限もなく、換金性もあり、実質的に金銭を支給したことと同様になりますので、原則として給与等として課税されます。

ただし、次の要件を満たしているなど、実質的に金銭を支給したことと同様と認められない場合には、課税しなくて差し支えありません。

- (1) 旅行の実施は、旅行券の支給後1年以内であること。
- (2) 旅行の範囲は、支給した旅行券の額からみて相当なもの(海外旅行を含む。)であること。
- (3) 旅行券の支給を受けた者が当該旅行券を使用して旅行を実施した場合には、所定の報告書に必要事項(旅行実施者の所属・氏名・旅行日・旅行先・旅行社等への支払額等)を記載し、これに旅行先等を確認できる資料を添付して貴社に提出すること。
- (4) 旅行券の支給を受けた者が当該旅行券の支給後1年以内に旅行券の全部又は一部を使用しなかった場合には、当該使用しなかった旅行券は貴社に返還すること。

(税制委員会: 甕秀行、大池明、北澤剛 グループ稿)

(監修: 関東信越税理士会 松本支部)



明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企业です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社: 松本市芳野19番48号